

令和3年度第2回

駿東田方圏域保健医療協議会

駿東田方圏域地域医療構想調整会議（駿東・三島田方）

日 時：令和3年11月12日（金）
午後6時30分～午後8時00分
方 法：オンラインによるWeb会議
（Zoom ミーティング使用）
ミーティング ID: 482 482 6432
パスコード: 2d3M0V

次 第

【 議 題 】

- 1 地域医療連携推進法人の病床融通について
- 2 社会医療法人の認定について
- 3 令和3年度病床機能再編支援事業費補助金の実施について
- 4 駿東田方医療圏における医療提供体制について
（療養病床の転換意向等調査結果・非稼働病床の再稼働計画）

【 報 告 】

- 1 第8次静岡県保健医療計画中間見直し（2次保健医療圏域版）について
- 2 三島総合病院の周産期医療について
- 3 J A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転について
- 4 地域医療機能分化等促進事業費補助金について
- 5 地域医療介護総合確保基金について
- 6 新型コロナウイルス感染症関連について

【その他】

人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の
具体的対応方針の再検証等について

【配布資料】

- ・委員名簿
- ・駿東田方圏域保健医療協議会設置要綱、駿東田方構想区域地域医療構想調整会議設置要綱
- ・資料1：地域医療連携推進法人の病床融通について …P 01
- ・資料2：社会医療法人の認定について …P 04
- ・資料3：令和3年度病床機能再編支援事業費補助金の実施について …P 09
- ・資料4：駿東田方医療圏における医療提供体制について …P 24
- ・資料5：第8次静岡県保健医療計画中間見直し（2次保健医療圏域版）について …P 35
- ・資料6：三島総合病院の周産期医療について …P 39
- ・資料7：中伊豆温泉病院の移転について …P 41
- ・資料8：地域医療機能分化等推進事業費補助金について …P 43
- ・資料9：地域医療介護総合確保基金について …P 44
- ・資料10：新型コロナウイルス感染症関連について …P 45
- ・資料11：人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の
具体的対応方針の再検証等について …P 68

令和3年度第2回駿東田方圏域保健医療協議会委員名簿
 令和3年度第2回駿東田方圏域地域医療構想調整会議委員名簿

(敬称略) (R3.11.12開催)

No	所 属	職 名	氏 名	備考	所属委員
1	沼津市	市長	頼重 秀一	代理 副市長 磯谷 明正	協議会
2	三島市	市長	豊岡 武士	代理 健康推進部長 池田 健二	協議会
3	御殿場市	市長	勝又 正美	新 任	協議会
4	裾野市	市長	高村 謙二		協議会
5	伊豆市	市長	菊地 豊		協議会
6	伊豆の国市	市長	山下 正行		協議会
7	函南町	町長	仁科 喜世志		協議会
8	清水町	町長	関 義弘	代理 副町長 高嶋 広幸	協議会
9	長泉町	町長	池田 修		協議会
10	小山町	町長	池谷 晴一		協議会
11	駿東田方地域MC協議会	副会長 (駿東伊豆消防本部消防長)	小森 泉	代理 救急隊長 秋山 栄章	協議会
12	沼津医師会	会長	西方 俊		協議会・調整会議
13	三島市医師会	会長	池田 裕介		協議会・調整会議
14	御殿場市医師会	会長	齋藤 昌一	代理 副会長 岩田 祥吾	協議会・調整会議
15	田方医師会	会長	紀平 章代		協議会・調整会議
16	沼津市歯科医師会	会長	竹内 純子		協議会・調整会議
17	三島市歯科医師会	会長	三宅 秀樹		協議会・調整会議
18	田方歯科医師会	会長	村田 雄二郎		協議会・調整会議
19	駿東歯科医師会	会長	吉田 雅昭		協議会・調整会議
20	静岡医療センター	院長	中野 浩		協議会・調整会議
21	三島総合病院	院長	野田 芳人		協議会・調整会議
22	沼津市立病院	院長	卜部 憲和		協議会・調整会議
23	伊豆赤十字病院	院長	志賀 清悟		協議会・調整会議
24	裾野赤十字病院	院長	芦川 和広		協議会
25	順天堂大学医学部附属静岡病院	院長	佐藤 浩一		協議会・調整会議
26	聖隷沼津病院	院長	伊藤 孝		協議会
27	伊豆保健医療センター	院長	小野 憲		協議会
28	沼津中央病院	院長	杉山 直也	欠 席	協議会・調整会議
29	フジ虎ノ門整形外科病院	院長	小川 裕	代理 理事長 土田 隼太郎	協議会
30	有隣厚生会富士病院	院長	園田 紀夫	代理 法人局長 鈴木 克行	協議会
31	沼津薬剤師会	会長	佐藤 哲哉		協議会・調整会議
32	三島市薬剤師会	会長	小島 真		協議会・調整会議
33	田方薬剤師会	会長	山田 慎二		協議会・調整会議
34	北駿薬剤師会	会長	原田 義信		協議会・調整会議
35	県立静岡がんセンター	院長	上坂 克彦		協議会・調整会議
36	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	横山 直司	欠 席	調整会議
37	有隣厚生会富士病院	名誉院長	若林 庸道	代理 法人局長 鈴木 克行	調整会議
38	東名裾野病院 (みしゅくケアセンターわか葉)	院長 (理事長)	木本 紀代子		調整会議
39	健康保険組合連合会静岡連合会	監事	芹澤 義夫		調整会議
40	静岡県老人福祉施設協議会	理事 在宅委員長	杉山 昌弘		調整会議
41	三島東海病院	名誉院長	淵上 知昭	欠 席	調整会議
42	NTT東日本伊豆病院	院長	安田 秀		調整会議
43	三島森田病院	院長	山下 由紀		調整会議
44	健康保険組合連合会静岡連合会	常務理事	原田 幸男		調整会議
45	静岡県老人保健施設協会	幹事	大村 省五		調整会議
46	静岡県老人福祉施設協議会	東部支部監事	堀内 和憲		調整会議
47	沼津市	市民福祉部長	後藤 鉄也		調整会議
48	三島市	健康推進部長	池田 健二		調整会議
49	御殿場市	健康福祉部長	芹澤 勝徳		調整会議
50	東部保健所兼御殿場保健所	所長	安間 剛		協議会・調整会議

【オブザーバー】		
医療法人社団志仁会三島中央病院	理 事 長	関 伸二
医療法人社団同愛会鈴木医院	院 長	鈴木 州美
三島マタニティクリニック	院 長	中村 友紀
【地域医療構想アドバイザー】		
浜松医科大学	特任教授	小林 利彦
浜松医科大学	特任教授	竹内 浩視
【事務局】		
医療局医療政策課	課 長	高須 徹也
医療局医療政策課医療企画班	班 長	村松 斉
医療局医療政策課医務班	班 長	松本 文
福祉長寿局長寿政策課計画班	班 長	長門 英樹
医療局医療政策課医療企画班	主 事	折笠 由樹
東部健康福祉センター	所 長	神山 正之
御殿場健康福祉センター	所 長	金子 裕
東部健康福祉センター	医療健康部長	神田 洋美
東部健康福祉センター	地域医療課長	大羽 良之
御殿場健康福祉センター	医療健康課長	森上 美知子
東部健康福祉センター	主 幹	鈴木 範彦

駿東田方圏域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 静岡県東部健康福祉センター保健医療福祉関係協議会設置要綱に基づき、駿東田方圏域保健医療協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、駿東田方第 2 次保健医療圏における保健医療に関する重要事項及び静岡県保健医療計画に係る事項に関して協議する。

(会長、副会長及び委員)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は東部保健所長を、副会長は御殿場保健所長をもって充てる。

3 協議会の委員は、次の各号に掲げるものとし、第 4 条に定める部会ごとに定める委員名簿を基本とする。

- (1) 市町長
- (2) 医師会長
- (3) 病院長
- (4) 歯科医師会長
- (5) 薬剤師会長
- (6) その他会長が必要と認める者

(部会)

第 4 条 協議会は第 2 条に掲げる内容を検討するにあたり、部会を置くことができる。

2 部会には部会長を置き、協議会会長をもってこれに充てる

3 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(会議)

第 5 条 協議会及び部会は、会長が委員を招集し議長となり実施する。

2 委員がやむを得ない事情により欠席する場合は、代理出席を認める。

3 協議事項のうち議決を要する案件については、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は東部健康福祉センターに置き、その運営は御殿場健康福祉センターと連携して行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の14第1項に定める「協議の場」

として駿東田方区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議は、駿東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)及び駿東田方区域地域医療構想調整会議(三島・田方圏域)の2会議とする。

3 駿東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)の対象地域は、沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町とし、駿東田方区域地域医療構想調整会議(三島・田方圏域)の対象地域は、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議

(2) 病床機能報告制度による情報等の共有

(3) 地域医療構想の推進に向けた取組(地域医療介護総合確保基金事業等)に関する事項

(4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県東部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県東部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県東部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。